

改正趣旨

認定センター計画課認定企画室

○ 改正理由等

- ・引用規格、規程等の修正。
- ・認定シンボル例を追加。
- ・認定シンボルの使用・管理に関する方針の内容を事業者にわかりやすいよう、全般的に書きぶりの見直しをした。
- ・ILAC-P8に基づき、認定シンボルを使用できる者を明確にした。
(認定事業者以外の使用禁止、認定事業者の属する法人の利用は認定範囲を明確にした上でなら使用可能 等)
- ・広告物での使用について、全般的に書きぶりを見直し、「認定シンボルについての説明を入れることが望ましい」という表記にした。
(名刺に説明文を書くことは紙面の都合上で難しい場合もあることから)

以上